



石川労働局発表
令和7年8月29日（金）

【照会先】
石川労働局労働基準部賃金室
室長 河野 英俊
室長補佐 石間 康時士
電話 076(265)4425

報道関係者 各位

令和7年度「石川県最低賃金」を改正決定します —70円引上げ 時間額1,054円に— —業務改善助成金・キャリアアップ助成金などの活用を—

石川労働局（局長 八木 健一）は、「石川県最低賃金」を時間額1,054円（引上げ額70円）へ改正することについて、9月8日（月）の官報で公示します。

これにより、石川県最低賃金は、令和7年10月8日（水）から1,054円に引き上げられます。

改正額 (時間額)	現行額 (時間額)	引上げ額	引上げ率	効力発生日
1,054円	984円	70円	7.11%	令和7年10月8日(水)

- 石川県最低賃金は、石川県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。
- 令和7年10月8日(水)からは、石川県内で事業を営む使用者は、原則として、パートタイム、アルバイトを含む使用するすべての労働者に対して「時間額1,054円」以上の賃金を支払わなければなりません。

石川労働局では、改正後の石川県最低賃金について、県内の事業場、労働者に広く周知し、履行確保を図っていきます。事業者には、業務改善助成金、キャリアアップ助成金などをはじめとした、各種助成金による生産性向上（設備・人への投資等）や非正規雇用労働者の処遇改善等の支援策を取りまとめた「賃金引上げ支援助成金パッケージ（別添）」を配布して制度を周知の上、利活用を勧奨します。また、9月8日（月）から効力発生日の10月8日（水）までを「石川県最低賃金周知強化期間」として以下の取組を行います。

【周知強化期間の主な取組】

- 労使の関係7団体へ労働局長が訪問し、最賃改正と支援策の周知を要請します。
【取材をお願いします。前日までに労働局労働基準部賃金室へお申し込みください。】
 - ・一般社団法人石川県経営者協会会長へ要請（9/8、11:00） 商工会議所会館内
 - ・日本労働組合総連合石川県連合会長へ要請（9/9、11:30） 勤労者福祉文化会館内
- 石川県、県内全市町、使用者団体、労働者団体等の関係機関に対して、広報誌やホームページへの掲載やポスター掲示依頼の協力を要請 など

※業務改善助成金については、石川労働局雇用環境・均等室(076-265-4429)、キャリアアップ助成金は、石川労働局職業安定部職業対策課(076-265-4428)までお問合せください。